

危険なブロック塀などの撤去費用を補助

地震などの自然災害や老朽化に伴うブロック塀などの倒壊による被害の軽減と避難経路の寸断を防ぐため、危険なブロック塀などの撤去費用の一部を補助します。

●補助対象となるブロック塀など

道路等に面しているものでブロック塀などの高さが、道路面から60cm以上かつ道路等の境界線までの水平距離より高いもの。

※「道路等」とは、国・県・町が管理する道路(里道などを含む)、その他公衆の用に供する道路を差します。

※「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック塀・石塀・レンガ塀・土塀その他これらに類する塀を差します。

※民地と民地との境界にあるブロック塀等は補助対象外です。

●申請できる方

補助対象となるブロック塀などを所有する個人であって、ブロック塀などを撤去される方。

●補助対象工事

・道路等に面しているブロック塀等の全部または一部を取り除く工事。ただし、一部を取り除く場合は道路面からの高さを60cm未満にすること。

問建設課 (吉備庁舎)

※建築基準法第42条第2項に規定する道路(後退義務道路:有田振興局建設部建築グループで確認できます)内のブロックなどを撤去する場合は、その全てを撤去すること。

・有田川町内に本店を置く事業者に請け負わせる工事であること。

●補助金額

・ブロック塀等の撤去に要する費用または町が定めた標準工事費のうちいずれか低い金額の3分の2(上限10万円)

※フェンス・門扉などの撤去費は補助対象外です。

●申し込み方法/申込用紙に必要事項を記入のうえ、お申し込みください。

・申し込み用紙の配布・受付場所/建設課(吉備庁舎)・清水行政局建設環境室

※申込書は、ホームページからも取得できます。

・受付期間/5月11日(月)~令和3年(2021年)2月5日(金)

※役場開庁日時に伴う。

※期間中であっても、予算上限に達し次第締め切ります。

※着工後の申請は受け付けません。

※その他諸条件があるので詳しくはお問い合わせください。

家具を凶器にさせないために「家具転倒等防災対策支援事業」

問総務課 (吉備庁舎)

地震による負傷者の約3割から5割が家具の転倒などによるものです。町では、家具の転倒などによる被害の防止と軽減を図るため、家具固定を支援しています。

●事業内容

対象1世帯あたり家具3台まで家具固定を行います(事業はシルバー人材センターに委託)。

●対象者/次の2項目に該当する方

①町内在住で、町に住民登録されている方

②次のいずれかに該当する世帯

(1)65歳以上の人だけで構成されている世帯

(2)要介護3以上の判定を受けている人が属する世帯

(3)障害者手帳を有する人で、障害の程度が1級または2級の人が属する世帯

(4)療育手帳を有する人で、障害の程度がA判定の人が属する世帯

(5)精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人が属する世帯

(6)特定疾患医療受給者証の交付を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児が属する世帯

(7)前述の6項目に準じる状態で、町長または自治会などが必要と認める世帯

●費用負担

原則、個人負担はありません。

ただし、取り付け金具などの費用が1,000円を超過した場合、超過分は個人負担となります。

●申し込み

・受付期間/~令和3年(2021年)2月26日(金)

・申込受付場所/総務課(吉備庁舎)・やすらぎ福祉課(金屋庁舎)・清水行政局総務政策室

※役場開庁日時に伴う。

※期間中であっても、予算上限に達し次第締め切ります。